

市民意見公募手続の実施結果

事案番号 12324

所管課名 高齢福祉課

実施事業名 第9期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(案)

意見提出期間 R6.1.5 ~ R6.2.5 32 日間

●意見の提出の有無 有 無

●意見の提出件数

個人:	3 件 (1) 人	【件数内訳】 持参:	0	郵送:	0	Fax:	0	電子メール:	3	その他:	0
団体:	0 件 (0) 人	【件数内訳】 持参:	0	郵送:	0	Fax:	0	電子メール:	0	その他:	0
合計:	3 件 (1) 人	【件数内訳】 持参:	0	郵送:	0	Fax:	0	電子メール:	3	その他:	0

●意見の反映件数 1 件 / 3 件

★提出のあった意見の概要及びそれに対する市の考え方等

意見の概要	意見に対する市の考え方	政策等の案の修正内容
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 (0) 件</p> <p>【PDF 27頁 地域密着型特定施設入居者生活介護】混合型特定施設(要介護者も自立の方も入居できる有料老人ホームやケアハウス)のニーズがあることから、本計画期間では整備の予定はありません。</p> <p>→【意見】特定施設入居者生活介護は、要介護者向け住宅で、重度介護者に対して、24時間包括的・連続的な介護をする機能があり、自立・要支援者向け住宅の混合型特定施設の層とは異なり、整備の検討は必要なのではないか。</p> <p>→【理由】本計画期間中に、団塊の世代が後期高齢者となり、前期の段階でも要介護4・5認定者が6千人規模いるなかで、身体状況や家庭状況等で在宅で生活することが困難で施設に入る方が増えていることも認めておきながら、まだ遠い2043年を境に高齢者が減少することを理由に、要介護者向けの住宅の整備の予定がないとするのは、無理があるのではないか。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <p>本計画での介護サービス基盤の整備量につきましては、現時点での各施設のサービス供給量や空床数、将来的な人口動態や施設耐用年数等を踏まえて算定しています。それらを総合的に判断し、本計画期間での整備の予定はなしとさせていただきます。本計画は3年ごとに策定することとなっていますので、次期計画での整備量の算定の際には頂きました御意見を参考とさせていただきます。</p>	
<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 (0) 件</p> <p>【PDF 27頁 養護老人ホーム】現施設(2か所・定員250人)で需給が安定していますが、今後は、近隣の高齢者福祉施設や居住施設の整備状況等を踏まえ、必要に応じて適宜、定員数の見直し等を検討します。</p> <p>→【提案】今後は、適切な処置を行う需要を満たしているかを踏まえ、適宜、定員数の見直し等を検討します。</p> <p>→【理由】有料老人ホームは、経済的な理由で居宅での生活が困難な高齢者対象の価格設定ではない。特養ホームは重度の要介護者向けで、福祉的支援が必要な高齢者がなかなか入所しづらくなっていく。高齢者世帯の二極化が起きつつあるなかで、入所論の側面があり、需給が安定していると見てはいけないのではないか。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input checked="" type="checkbox"/> 反映 <input type="checkbox"/> 反映なし</p> <p>頂いた御意見を参考に、本文中の表現を修正します。</p>	<p>【27頁(3)高齢者福祉施設等の整備 養護老人ホーム】の「現施設」以降の表現を以下のとおり修正します。</p> <p>今後は、高齢者福祉施設、居住施設の整備状況、適切な措置の需要を満たしているかを踏まえ、必要に応じて適宜、定員数の見直し等を検討します。</p>

<p>◆類似意見の集約 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※集約意見数 (0)件</p> <p>[PDF 28頁]介護現場での業務仕分けや介護ロボット、ICTの活用、高齢者を含めた介護人材の確保・定着、介護という仕事の魅力発信等の取組について、愛媛県と松山市が連携しながら、周知広報等を進め、介護現場のイメージを刷新していくことが重要です。</p> <p>→[提案]介護現場での業務を介護ロボットやICTを活用してできるもの、資格の無い方でもできるものとか仕分けして、介護人材の負担を軽減して定着するように、愛媛県と松山市が連携し、そういう職場が普通であるようにして人材確保することが重要です。</p> <p>→[理由]介護ロボットやICT活用の設備投資ができるのは、ある程度事業規模が大きいところであり、中小規模でも介護労働者の肉体的・精神的負担を軽減できる設備投資を促せるように県と市が連携する必要がある。人材不足の中、業務の中には資格が無くてもできるものもあるはずで、仕分けして介護職員として働く第一歩もあることもPRしてはどうか。これら働き方改革を先進的にやれているところを広報しても、その後、ミスマッチが起こり定着できないのでは。</p>	<p>◆政策等の案への反映結果 <input type="checkbox"/> 反映 <input checked="" type="checkbox"/> 反映なし</p> <p>介護現場での業務仕分けや介護ロボット、ICTの活用等を愛媛県と松山市が連携しながら、周知広報等を進めていくこととしています。</p> <p>頂いた御意見は、より効果的に事業を進める際の参考とさせていただきます。</p>	
--	---	--

★政策等の案の公表後、実施機関が自らの判断で修正した内容

修正内容		修正理由
修正前	修正後	
<p>[2頁 2.計画の根拠法] 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画」、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第13条の規定に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとして策定します。</p> <p>[17頁 (4)認知症の人の意思決定支援及び権利擁護への取組 認知症の人の意思決定支援及び権利擁護への取組]の2段落目 また、権利擁護センターを「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)」に基づく中核機関と位置付けており、今後も権利擁護の強化を図っていきます。</p>	<p>[2頁 2.計画の根拠法] 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく「高齢者福祉計画」、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条の規定に基づく「介護保険事業計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和5年法律第65号)第13条の規定に基づく「認知症施策推進計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を一体のものとして策定します。</p> <p>⇒ [17頁 (4)認知症の人の意思決定支援及び権利擁護への取組 認知症の人の意思決定支援及び権利擁護への取組]の2段落目 成年後見制度の利用の促進に関する法律の第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に包含して策定し、権利擁護センターを「成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)」に基づく中核機関と位置付けており、今後も権利擁護の強化を図っていきます。</p>	<p>「成年後見制度利用促進基本計画」の根拠規定及び位置付けを明記したもの。</p>